

畜産経営環境対応強化緊急対策事業実施要領の一部改正

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">畜産経営環境対応強化緊急対策事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成 29 月 5 月 18 日 29 環機第 859 号制 定 平成 30 月 3 月 27 日 29 環機第 859 号一部改正</p> <p>前文 【略】</p> <p>第 1 事業の内容等 この事業の内容は以下のとおりとする。</p> <p>1～2 【略】</p> <p>3 貸付施設等及び借受者の範囲等</p> <p>(1) 貸付施設等の範囲 貸付施設等の範囲は、次のとおりとし、別表 1 及び 2 に掲げる施設等（これらに付属する施設等を含む。）とする。</p> <p>ア 環境リース 【略】</p> <p>イ 衛生リース (ア)～(イ) 【略】</p> <p><u>(ウ) 野生動物等からの病原体の侵入防止に必要な施設等</u></p> <p>(2) 借受者の範囲等 ア～エ 【略】</p> <p>オ 借受者（アの(ケ)及び(コ)を除く。）は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成 17 年 3 月 31 日付 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知。以下「農業環境規範」という。）に基づき、<u>原則として事業実施期間中、1 回以上点検シートを公募団体に提出すること等により環境と調和のとれた農業生産活動を行うよう努めるものとする。ただし、GAP 取得チャレンジシステムと同等以上の水準の取組を実践する場合は、この限りでない。</u></p>	<p style="text-align: center;">畜産経営環境対応強化緊急対策事業実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成29年5月18日付け29環機第132号</p> <p>前文 【略】</p> <p>第 1 事業の内容等 この事業の内容は以下のとおりとする。</p> <p>1～2 【略】</p> <p>3 貸付施設等及び借受者の範囲等</p> <p>(1) 貸付施設等の範囲 貸付施設等の範囲は、次のとおりとし、別表 1 及び 2 に掲げる施設等（これらに付属する施設等を含む。）とする。</p> <p>ア 環境リース 【略】</p> <p>イ 衛生リース (ア)～(イ) 【略】</p> <p>(2) 借受者の範囲等 ア～エ 【略】</p> <p>オ 借受者（アの(ケ)及び(コ)を除く。）は、「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」（平成 17 年 3 月 31 日付 16 生産第 8377 号農林水産省生産局長通知。以下「農業環境規範」という。）に基づき、<u>環境と調和のとれた農業生産活動を実践するものとする。</u></p>

カ 借受者（アの（ケ）及び（コ）を除く。）は、次に掲げるいずれかの要件を満たしているものとする。

（ア）配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和 50 年 2 月 13 日付け 50 畜 B 第 302 号農林事務次官依命通知）で規定する「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する数量契約（以下「数量契約」という。）の締結について、平成 29 年度において数量契約を締結し、引き続き平成 30 年度において数量契約を締結していること。

（イ）新たに平成 30 年度から数量契約を締結していること。

（ウ）平成 29 年度及び平成 30 年度のいずれにおいても数量契約を締結していないこと。

（エ）平成 29 年度において数量契約を締結し、平成 30 年度において数量契約を締結しなかった場合は、配合飼料の給与を完全に中止していること。

## 第 2～第 7 【略】

## 第 8 事故の発生の場合の措置 【略】

### 1～3 【略】

#### 4 機構又は借受者のいずれの責にも帰さない事由による貸付施設等の滅失等

（1）借受者は、貸付契約の締結日以降に、機構又は借受者のいずれの責にも帰さない事由により貸付施設等の使用が著しく困難になったときは、当該貸付施設等をその時点の精算額で買い取らなければならない。

（2）借受者は、貸付契約の締結日以降に、機構又は借受者のいずれの責にも帰さない事由により貸付施設等が滅失したときは、当該貸付施設等に係るその時点の精算額に相当する額を機構に支払わなければならない。

カ 借受者（アの（ケ）及び（コ）を除く。）は、次に掲げるいずれかの要件を満たしているものとする。

（ア）配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」（昭和 50 年 2 月 13 日付け 50 畜 B 第 302 号農林事務次官依命通知）で規定する「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する数量契約（以下「数量契約」という。）の締結について、平成 28 年度において数量契約を締結し、引き続き平成 29 年度において数量契約を締結していること。

（イ）新たに平成 29 年度から数量契約を締結していること。

（ウ）平成 28 年度及び平成 29 年度のいずれにおいても数量契約を締結していないこと。

（エ）平成 28 年度において数量契約を締結し、平成 29 年度において数量契約を締結しなかった場合は、配合飼料の給与を完全に中止していること。

## 第 2～第 7 【略】

## 第 8 事故の発生の場合の措置

### 1～3 【略】

#### 4 機構又は借受者のいずれの責にも帰さない事由による貸付施設等の滅失等

（1）借受者は、機構又は借受者のいずれの責にも帰さない事由により貸付施設等の使用が著しく困難になったときは、当該貸付施設等をその時点の精算額で買い取らなければならない。

（2）借受者は、機構又は借受者のいずれの責にも帰さない事由により貸付施設等が滅失したときは、当該貸付施設等に係るその時点の精算額に相当する額を機構に支払わなければならない。

<p>第9 貸付けの申請</p> <p>1～3 【略】</p> <p>4 貸付申請書の作成及び提出</p> <p>(1) 貸付申請者は、原則として、借受団体又は受託団体を經由して、機構に貸付申請書を提出するものとする。</p> <p>(2)～(3) 【略】</p> <p>第10～第11 【略】</p> <p>第12 貸付契約の変更及び解除</p> <p>1～4 【略】</p> <p>5 精算額は、当該精算額を算定しなければならない事由が発生した時点における貸付施設等の残存基本貸付料（基本貸付料の支払残額と譲渡価額の合計をいう。以下同じ。）と当該年度に納入すべき附加貸付料のうち精算額を納入する日までの日数に係る附加貸付料相当額及び残存基本貸付料等に係る消費税等相当額並びに残存基本貸付料に係る金利相当額（残存基本貸付料に理事長が別に定める利率を乗じて得た額をいう。）の合計額とする。この場合、附加貸付料相当額とは、基本貸付料の支払残額に第3の4の(2)に定める利率を乗じて得た額を1年間の日数で除して得た額に過去において最も近い貸付料の納入期限(第1回の貸付料の納入期限以前の場合は、貸付開始日)から精算額を納入する日までの日数を乗じて得た額をいう。</p> <p>6 【略】</p> <p>第13 売買契約違反等に対する措置</p> <p>1 【略】</p> <p>2 借受者若しくは借受団体又は販売業者等が機構に対する債務の履行を怠ったときは、機構は、当該債務について、期限（損害賠償請求に関しては損害の事実が発生した日）の翌日から履行の日までの日数に応じ、違約金を徴収するものとする。違約金の割合は、平成</p>	<p>第9 貸付けの申請</p> <p>1～3 【略】</p> <p>4 貸付申請書の作成及び提出</p> <p>(1) 貸付申請書は、原則として、借受団体又は受託団体を經由して、機構に貸付申請書を提出するものとする。</p> <p>(2)～(3) 【略】</p> <p>第10～第11 【略】</p> <p>第12 貸付契約の変更及び解除</p> <p>1～4 【略】</p> <p>5 精算額は、当該精産額を算定しなければならない事由が発生した時点における貸付施設等の残存基本貸付料（基本貸付料の支払残額と譲渡価額の合計をいう。以下同じ。）と当該年度に納入すべき附加貸付料のうち精算額を納入する日までの日数に係る附加貸付料相当額及び残存基本貸付料等に係る消費税等相当額並びに残存基本貸付料に係る金利相当額（残存基本貸付料に理事長が別に定める利率を乗じて得た額をいう。）の合計額とする。この場合、附加貸付料相当額とは、基本貸付料の支払残額に第3の4の(2)に定める利率を乗じて得た額を1年間の日数で除して得た額に過去において最も近い貸付料の納入期限(第1回の貸付料の納入期限以前の場合は、貸付開始日)から精算額を納入する日までの日数を乗じて得た額をいう。</p> <p>6 【略】</p> <p>第13 売買契約違反等に対する措置</p> <p>1 【略】</p> <p>2 借受者若しくは借受団体又は販売業者等が機構に対する債務の履行を怠ったときは、機構は、当該債務について、期限（損害賠償請求に関しては損害の事実が発生した日）の翌日から履行の日までの日数に応じ、違約金を徴収するものとする。違約金の割合は、平成</p>
--	--

29年度に締結した契約については、9.0%とし、平成30年4月1日から平成31年3月31日までに締結した契約については8.9%として算定する。その後の違約金の割合については、毎年度、国税延滞税に適用されている割合を参考に見直すものとする。算定した違約金の額が1千円以下の場合にはこれを徴収しない。また、借受者又は借受団体の申出に基づき、理事長がやむを得ない事由と認めた場合は、違約金を免除又は減額することができるものとする。

第14～第18 【略】

附 則（平成29年5月31日29農畜機第1316号承認）

この実施要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行する。

附 則（平成30年3月30日29農畜機第7071号承認）

この実施要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

29年度に締結した契約については、9.0%として算定する。その後の違約金の割合については、毎年度、国税延滞税に適用されている割合を参考に見直すものとする。算定した違約金の額が1千円以下の場合にはこれを徴収しない。また、借受者又は借受団体の申出に基づき、理事長がやむを得ない事由と認めた場合は、違約金を免除又は減額することができるものとする。

第14～第18 【略】

附 則（平成29年5月31日29農畜機第1316号承認）

この実施要領は、独立行政法人農畜産業振興機構理事長の承認のあった日から施行する。

別表1 【略】

別表2

貸付施設等及びその貸付期間  
衛生リース

項目	品目	貸付期間 (年)
死亡家畜による病原体伝播の防止に必要な施設等	死亡家畜保管用冷凍・冷蔵庫	7
衛生管理区域に立ち入る車両の消毒や衛生管理区域内にある畜舎等の消毒に必要な施設等	車両消毒槽 (主としてコンクリート製のもの)	7
	噴霧器(装置)、洗浄機(装置)、消毒器等	7
<u>野生動物等からの病原体の侵入防止に必要な施設等</u>	<u>防鳥ネット</u>	<u>5</u>
	<u>防獣柵等(主として金属製のもの)</u>	<u>7</u>
	<u>防獣柵等(主として木造のもの)</u>	<u>5</u>

注 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき定めるものとする。

別表1 【略】

別表2

貸付施設等及びその貸付期間  
衛生リース

項目	品目	貸付期間 (年)
死亡家畜による病原体伝播の防止に必要な施設等	死亡家畜保管用冷凍・冷蔵庫	7
衛生管理区域に立ち入る車両の消毒や衛生管理区域内にある畜舎等の消毒に必要な施設等	車両消毒槽 (主としてコンクリート製のもの)	7
	噴霧器(装置)、洗浄機(装置)、消毒器等	7

注 本表に記載のない貸付施設等がある場合には、申請のあった貸付施設等に基づき定めるものとする。

<p>別紙様式の1（直接リース） 様式1号</p> <p>貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等</p> <p>1の（1）【略】</p> <p>注1～3 【略】</p> <p>注4 ⑥の返済財源は、個人の場合：青申所得額④+減価償却費⑤、法人の場合：経常利益③×<u>0.7</u>+減価償却費⑤で算出（赤字の場合は、<u>0.7</u>を乗ぜず。）</p> <p>2～5 【略】</p> <p>様式2号</p> <p>貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等</p> <p>1の（1）【略】</p> <p>注1 【略】</p> <p>注2 ⑥の返済財源は、個人の場合：青申所得額④+減価償却費⑤、法人の場合：経常利益③×<u>0.7</u>+減価償却費⑤で算出（赤字の場合は、<u>0.7</u>を乗ぜず。）</p> <p>2～5 【略】</p>	<p>別紙様式の1（直接リース） 様式1号</p> <p>貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等</p> <p>1の（1）【略】</p> <p>注1～3 【略】</p> <p>注4 ⑥の返済財源は、個人の場合：青申所得額④+減価償却費⑤、法人の場合：経常利益③×<u>0.6</u>+減価償却費⑤で算出（赤字の場合は、<u>0.6</u>を乗ぜず。）</p> <p>2～5 【略】</p> <p>様式2号</p> <p>貸付申請者の経営状況等及び貸付申請施設等</p> <p>1の（1）【略】</p> <p>注1 【略】</p> <p>注2 ⑥の返済財源は、個人の場合：青申所得額④+減価償却費⑤、法人の場合：経常利益③×<u>0.6</u>+減価償却費⑤で算出（赤字の場合は、<u>0.6</u>を乗ぜず。）</p> <p>2～5 【略】</p>
---	---